

自動車税のグリーン化特例の概要

○ 軽 課

〔適用期間〕 ・平成29年4月1日～平成31年3月31日

〔適用内容〕 ・適用期間中に**新車新規登録等を行った場合に限り**、当該年度の**翌年度分について特例措置が適用**

| 対象・要件等 | | | | 特例措置の内容 | |
|-------------------|--|--|------------------|---------|---------|
| 乗用車 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合) | | | 概ね75%軽減 | |
| | ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む) | 排ガス性能 | | 燃費性能 | |
| | | 平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減 | 平成32年度燃費基準+30%達成 | | 概ね75%軽減 |
| | | | 平成32年度燃費基準+10%達成 | | 概ね50%軽減 |
| 重量車等 (バス・トラック) | <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車 | | | 概ね75%軽減 | |

○ 重 課

〔適用内容〕 ・**新車新規登録等から一定期間経過した自動車(※1)** : 概ね15%重課(※2)

・ガソリン車、LPG車 : 13年超

・ディーゼル車 : 11年超

※1 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外

※2 バス(一般乗合バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、概ね10%重課